

換地業務で使われる用語

換地	工事着工前の土地（従前の土地）に対応して定められる工事完了後の土地をいう。
農用地	耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。
非農用地	建築物の敷地、墓地、境内地、その他の土地であって、土地改良施設の用に供されている土地、農用地に隣接、付帯又は介在している土地で、農用地に従属して存在しているもの等、通常土地改良事業の施行に係る地域に含めることが当と認められるもの以外の土地をいう。
換地設計基準	換地選定（工事後の土地に対し誰にどの土地を配分するかを図面等で表すこと。）のための基準、又は基準を表した書類
換地計画原案	換地設計基準等に基づき、各権利者の換地選定を行い、書面及び図面等に面積、地目、氏名等を表示したもの。なお、換地計画の決定を経ないで工事施工する場合は、これを作成し権利者の合意を得たうえで着工する。
照応の原則	見合っているということで、「おおむね同等」に似た意味「従前の土地と換地は照応している。」というとき等に使用され、換地の原則のひとつである。
一時利用地	区画工事が完了し、農用地等が使用及び収益できる状態（耕作等が可能な状態）になった場合、換地計画原案等に記された換地の取得予定者に通知し、換地処分まで暫定的に使用及び収益させることができる。この土地を一時利用地という。
土地評価	換地選定、換地計画原案作成、換地計画樹立及び換地清算をするために、従前土地と換地について1筆毎に土地の評価基準に基づき評価すること。
換地計画	換地処分の前提となる内容を公定するもので、具体的には従前の土地とそれに対応する換地の組合せ、権利の帰属関係、その他法令で規定された事項が定められたものをいう。
換地処分	換地計画において定められた内容を確定するための土地改良法上の手続きをいい、計画の関係事項を権利者に通知して行う。これにより換地は従前の土地とみなされ、従前の土地について存する権利は換地に移行することとなるが、実際にその効力を生ずるには、換地処分があった旨の公告が必要となる。

異種目換地	従前の土地（農用地）を、非農用地区域内に換地することをいう。
創設換地	<p>従前の土地がないにもかかわらず、換地計画において新たに土地を定めることをいい、その方法として、次のものがある。</p> <p>(1) 共同減歩による創設換地 地区内の農家の大部分が利用する施設（ライスセンター、集会施設等）用地の全部又は一部に対して、権利者が同じ割合で土地を出しあい施設用地を確保する方法</p> <p>(2) 不換地等見合いの創設換地 権利者の従前の土地について換地を定めない（不換地見合い）又は従前の土地の面積（地積）を特に減じて換地すること（特別減歩見合い。）により、新設される施設用地を確保する方法</p>
特別換地	土地改良法で定める換地の原則（照応の原則、区域区分の原則、地積増減2割未満の原則）に対して、例外的な換地（異種目換地、不換地等を含む。）を定めること。一般的には、換地交付基準地積と換地面積との割合が2割以上の増減がある場合、権利者の同意をもって換地を定めることをいう。
区域区分の原則	換地の原則のひとつ。従前の土地の種類によって、換地先の区域（農用地区域、非農用地区域）を区分して定めること。
機能交換	従前の土地にある道路水路等（国公有地、公共施設用地）に対して、その機能を交換的に消滅・帰属し換地とすること。
土地改良区営施行	土地改良区が事業主体となり実施する事業
県営施行	県（地方事務所）が事業主体となり実施する事業
市町村営施行	市町村が事業主体となり実施する事業
農協営等施行	農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは土地改良法第3条の資格者が共同又は単独で実施する事業